

令和 6 年

第 5 回臨時会

会 議 録

(第 1 号)

令和 6 年 1 0 月 2 3 日

**令和6年第5回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)**

◎期日及び場所

令和6年10月23日(水) 13時30分 江差町役場 議場

◎議事日程

- | | | |
|------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 承認第1号 | 令和6年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第1号 | 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 令和6年度江差町一般会計補正予算(第11号)について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第7 | 議案第4号 | 令和6年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第8 | 議案第5号 | 令和6年度江差町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について |

◎会議に付した事件

- | | | |
|------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 承認第1号 | 令和6年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第1号 | 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 令和6年度江差町一般会計補正予算(第11号)について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第7 | 議案第4号 | 令和6年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第8 | 議案第5号 | 令和6年度江差町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について |

◎出席議員（10名）

議	長	萩 原	徹
副	議	塚 本	眞
議	員	打 越 東 亜 夫	
〃		飯 田 隆 一	
〃		小 野 寺 眞	
〃		室 井 正 行	
〃		小 梅 洋 子	
〃		西 海 谷 望	
〃		大 門 和 幸	
〃		増 永 一 彦	

◎欠席議員（2名）

議	員	出 崎 太 郎	
〃		田 畑 豊 利	

◎出席説明者

町	長	照 井 誉 之 介	
副 町	長	田 畑 明	
教 育	長	出 崎 雄 司	
総 務 課	長	岸 田 礼 治	
まちづくり推進課	長	布 施 順 司	
財 政 課	長	長 尾 恵 一	
税 務 課	長	竹 内 強	
町民福祉課	長	西 海 谷 靖	
町民福祉課参事		中 澤 貴 徳	
健康推進課	長	若 狹 巧	
産業振興課	長	畑 竜 哉	
産業振興課参事		久保田 栄 徳	
追分観光課	長	国 仙 敏 孝	
建設水道課	長	岸 田 雄 治	
高齢あんしん課	長	畑 明日香	
出 納 室	長	岸 田 真 由 美	
学 校 教 育 課	長	宮 津 宗 介	
社 会 教 育 課	長	安 田 克 臣	

総務課主幹
まちづくり推進課主幹
まちづくり推進課主幹

森 直 彦
秋 山 悦 子
明 上 真 也

(議会事務局)

局
書

長
記

梅 川 年 代
三 宮 弘 之

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の議、ただ今の出席議員数は、10名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただ今から、令和6年第5回江差町議会臨時会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、2番大門議員、5番西海谷議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。
今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会の委員長から報告がありました。
従いまして、今臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

日程第3、承認第1号、令和6年度江差町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第1号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

衆議院議員総選挙に係る経費の補正につきまして、令和6年10月2日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、承認第1号について補足説明させていただきます。

議案書3ページの補正予算構成表をご覧ください。衆議院議員総選挙です。

10月9日に衆議院が解散され、10月15日公示、27日投開票となりましたことから投票管理者や職員等の人件費のほか、郵便料や看板等の事務経費を計上するもので、解散から投票までの準備期間が17日間と限られ、議会へ諮る暇がありませんでしたので、解散表明翌日の10月2日付けにて専決処分したものでございます。

補正額は、840、失礼致しました。864万6千円。財源のうち国庫支出金837万2千円は、選挙費委託金として交付されます。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第4、議案第1号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法が一部改正され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、国民健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、江差町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂き

ますよう、よろしくお願い申し上げます。

「健康推進課長」

健康推進課長。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

えーそれでは、議案第1号について補足説明致します。

えー行政手続きにおける特定個人を識別するための番号利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が行われ、健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする制度が導入されました。

従来の保険証が令和6年12月2日から廃止になることに伴う、国民健康保険法が改正され、国民健康保険被保険者証に関する条文が削除されたことから、厚生労働省が示す国民健康保険条例、条例参考例を基に、江差町国民健康保険条例の一部を改正するもので、具体的内容と致しましては、条例の13条に規定している各条文及び文言の整理を、えー議案書16ページの改め文のとおり改正するものです。

条例の施行は、公布日から施行し、令和6年12月2日から適用します。

なお、附則の経過措置についてですが、8月の更新により既に交付済みとなっている被保険者証の有効期限が、来年7月、あ、令和7年7月31日までとなっており、条例が適用となる12月2日以降、被保険者証が廃止後も使用出来ることから、その取り扱いについて規定しています。

以上で、えー補足説明を終わります。よろしくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第5、議案第2号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第11号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第2号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第11号)についてでございます。

今回の補正につきましては、子育て世帯の新築・中古住宅購入助成など4事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ588万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,166万5千円とするものでございます。

また、併せまして地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第2号について、補足説明させていただきます。

議案書19ページの補正予算構成表をご覧ください。

はじめに、子育て世帯の新築・中古住宅購入助成です。

本事業は、子育て世帯が自ら居住する住宅を新築又は中古住宅を取得した場合に、その取得費用に対して助成することで、定住促進及び住宅関連業種の経済活性化を図るもので、現時点において当初予算額900万円全額の交付決定をしているところ、中古住宅1件の申請のほか、数件の相談を受けている状況が有ることから、所要の予算を増額するものでございます。補正額は、300万円。財源の地方債は、えー財源の地方債は、過疎対策事業債です。議案書28ページの第2表、地方債補正も併せてご覧下さい。

えー、次に、令和6年度都市計画変更図書作成補助委託業務です。

国道228号、かもめ島入口交差点のラウンドアバウト化に伴う道路の線形及び区域の変更に係る都市計画変更に必要な各種図書を作成するほか、この都市、都市計画変更に合わせて、平成10年 政令第331号 都市計画法施行令の一部を改正する政令に伴う町内9路線の都市計画道路の車線の数、変、決定を行うため、交通量調査等の技術資料を作成します。本件、都市計画変更に関する専門的知識が必要となるため、業務委託費を計上しました。補正額は、256万3千円。全額一般財源です。

次に、関連がございますので、町立小学校・町立中学校防犯対策事業の2事業を一括して説明致します。

本事業は、先の9月定例会において行政報告致しました江差小学校校舎への不法侵入事件を受けての対応となるもので、校内点検の結果、町立小中学校4校において見つかりました、窓、扉の鍵の不具合箇所を修繕するものです。江差中学校については、施設が新しいため対応箇所はありません。補正額は、両事業をあわせて32万4千円。全額一般財源です。

以上、4事業の補正額の合計は、588万7千円となりました。財源内訳は、記載のとおりです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えーただ今、あー中古住宅の購入の補助の説明を頂きました。

ま、決算委員会でも若干触れましたけれども、今回は、中古住宅の購入という部分でございまして、この制度は中古住宅だけでなく、新築に対しても補助ということでもあります。

まっ、子育て世帯に対する支援でありますけれども、まっ、町内事業者の活性化という観点からしますと、例えば新築の場合、えー町内、えー事業者に対しての補助であれば200万、町外事業者であれば150万。つまり、町内と町外の施工業者による違いは50万しかないんですよ。

やっぱり現状、町内事業者に厳しい状況を考えた場合、私はもっとやっぱり、町内業者に施工を依頼した場合は、差が有ってんじゃないかというふうに考えますけれども町長の所見を伺いたいと思います。

「町民福祉課参事」

町民福祉課参事。

(議長)

町民福祉課参事。

「町民福祉課参事」

はい。えーただ今の質問にお答えを致します。

えーと、おっしゃる通り、えー新築、えー町内業者と町外業者の差は50万程しかございません。

えーと一、この差を、えーもうちょっと町内業者活性化に繋げるようにということでございまして、えーまあ、あの一昨年度スタートした事業でございますので、2年間の経過見ながら、そして現在、材料の高騰という状況もございますので、えー新年度予算要求までに庁内で精査して、えー対応に向けて、えー取り進めたいと思います。宜しくお願いします。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

経過措置。ま、去年から始まった事業ですけれども、ま、はっきり言います。町内事業者とハウスメーカー、町外ですね、実態を見た場合、確認申請の状況を見ますと、大多数がやっぱり町外のハウスメーカーなんですね。私それ不味いって言いませんよ。

ただ、町内の事業者を育成する保護するという観点からすると、これはやっぱりですね、もっともっと差をつける、って然るべきだと思うんです。

町内事業者の活性化の為に、それはやっぱり次の改正において十分配慮して頂くよう要望するものであります。

(議長)

副町長。

「副町長」

えーと、再質問の時に、あの担当参事答えましたけども、私から改めて今、答弁させていただきます。

今回の補正については、現在の、まあ制度設計でやらせて頂きます。

まあ次年度については、まあ、これまでの私共この町内の発注先も全部分かりますので、ま、飯田議員の意見も踏まえながら、ちょっと、お一検討させて下さい。

あの一そう言った状況も踏まえながら、あの、今ここで、えー約束するものではございませんので、少しその辺の内部で色々と検討させてください。以上です。はい。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第2号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第11号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第6、議案第3号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第3号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正につきましては、健康保険、失礼しました。国民健康保険税過年度還付に伴う補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ99万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7,198万3千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「健康推進課長」

健康推進課長。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

えーそれでは、えー議案第3号について、補足説明致します。

えー議案書33ページの、えー補正予算構成表をご覧ください。えー国民健康保険税過年度還付です。

えー確認書類の不備により、国民健康保険の異動届が未提出のままとなっていた被保険者に提出を求めておりましたが、本人が道内、道外勤務であり、世帯主への勧奨も進展がないことから、年金事務所への公用での加入状況の照会を行い、その情報を基に世帯主に確認を行った上で、異動届の提出があったもので、過去数年に渡り、社会保険の加入により、国民健康保険を喪失している期間が今回確定したことから、納付済みとなっている国民健康保険税について、地方税法第17条の5第1項の規定に則り、法定期限の翌日から5年分の還付が必要となったものです。

現在の予算残額では予算不足となる事から増額するものですが、えー一年度途中であり、当初予算は今後も支出する可能性があることから、本件の所要額分を増額します。

補正額は、99万8千円で全額一般財源です。補足説明は以上です。宜しくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第3号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第4号、令和6年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について及び日程第8、議案第5号、令和6年度江差町公共下水道事業会計補正予算(第1号)については、関連がありますので、一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

ただいま一括上程となりました、議案第4号、令和6年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について、及び議案第5号、令和6年度江差町公共下水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正につきましては、国道228号江差町かもめ島入口交差点改良工事に伴う補正をお願いするものでございまして、水道事業会計補正予算では、資本的収入及び支出の予定額にそれぞれ300万円、公共下水道事業会計補正予算では、資本的収入及び支出の予定額にそれぞれ600万円を追加するものでございます。

また、併せまして企業債限度額の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「建設水道課長」

建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

えーそれでは私の方から、えー関連がございますので、議案第4号及び第5号につきまして一括補足説明させていただきます。

えー臨時会資料につきましては3ページ、えー函館開発建設部からの資料を、えーそのまま添付してございますので、少し見づらい部分はありますけども併せてご覧頂ければと思います。

えー10月1日に開催されました全員協議会でも、説明して、えーしましたとおり、えー国道228号線かもめ島入り口交差点改良工事に伴い、支障となります、えー水道本管と下水道水管につきまして、えー国道管理者の函館開発建設部、えー同じく交通、交差点改良工事に伴い移設が必要となります北電、NTTなどとの関係機関と、えー今後の工程などについて協議を行いましたところ、上下水道については年度内に調査設計を終える必要がありますことから、えー今回補正をお願いするものでございます。

えー最初に、議案書43ページの議案第4号の水道事業会計補正予算でございます。

えっ支障となります水道本管の移設にかかります調査設計費と致しまして、第2条として予算書の第2条に定めました予定量に300万円を補正し、第3条として予算書の第4条の資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ300万補正するものでございます。

えーまた、併せまして、えー次のページの議案書44ページ、えー第4条として予算書第6条の企業債の限度額につきましても、えー記載のとおり変更するものでございます。

えー限度額以外の項目につきましては、変更ございませんので、えー説明は割愛させていただきます。

えー次に議案書45ページの、議案第5号の公共下水道事業会計補正予算でございます。

えーこちらにつきましても、支障となります下水道水管の移設に係る調査設計費と致しまして、えー第2条として予算書の第2条に定めました予定量に600万円を補正し、えー第3条として予算書の第4条資本的収入及び支出の予定額にそれぞれ600万円を補正するものでございます。

えーまた、先程と同じく、議案書46ページ、えー第4条として、えー予算書6条の企業債の限度額につきましても記載のとおり変更するものでございます。

えーこちら限度額以外の項目につきまして、えー変更ございませんので説明は割愛

させていただきます。

えー以上が説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

まず、議案第4号、令和6年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第5号、令和6年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、今臨時会に付議された事件については、すべて議了致しました。

これで会議を閉じます。

令和6年第5回江差町議会臨時会を閉会致します。

閉会 13:53